

鳥取市地域リハビリテーション活動支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第1項第2号ウに規定する地域リハビリテーション活動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業は、鳥取市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業等の実施にあたり、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職（以下「リハビリテーション専門職」という。）が、専門的知見を活かした技術的助言を行うことなどにより、地域における介護予防の取組の機能強化と高齢者の自立支援に資する取組を促すことを目的とする。

(事業の内容等)

第3条 事業は、市が指定した第1号事業を行う事業所（以下「指定事業所」という。）、地域包括支援センター等にリハビリテーション専門職を派遣することにより、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所が、第1号被保険者である要支援認定者、要介護認定者及び基本チェックリストに該当した者（以下「要支援者等」という。）であって、原則として利用している介護保険サービスにおいて派遣するリハビリテーション専門職が関与していない者に係る介護サービス計画の作成のために行うアセスメント及びサービス担当者会議等における技術的助言。
 - (2) 指定事業所（ただし、派遣するリハビリテーション専門職を配置している事業所を除く。）において、要支援者等に対し行うサービス提供又は評価における技術的助言。
 - (3) 指定事業所の介護職員及び看護職員、居宅介護支援事業所の介護支援専門員、地域包括支援センターの職員又は住民主体の通いの場を運営する住民に向けて実施する、介護予防に関する研修における技術的助言。
 - (4) 要支援者等に係る地域ケア会議における技術的助言。
 - (5) 実施要綱第4条第1項第1号ア（ウ）に規定する鳥取市訪問型短期集中予防サービス及び同項第2号イ（ウ）に規定する鳥取市通所型短期集中予防サービス（以下「短期集中予防サービス」という。）実施時のアセスメント並びにモニタリング等における技術的助言。
- 2 支援場所は、事業の利用を希望する者（以下「希望者」という。）が指定する場所とし、場所の確保に要する費用は当該希望者の負担とする。
- 3 同条第1項第3号に掲げる研修に対する支援の実施要件は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 研修の開催時間は、1開催当たり30分以上とし、2時間を上限とする。
 - (2) 同一の希望者に対して実施できる支援の回数は、毎年度2回を上限とする。
 - (3) 新規に住民主体の通いの場を立ち上げる場合は、第1回目の支援の実施月から起算して12月まで（以下「立上期間」という。）の開催回数は6回を上限とし、立上期間が翌年度に渡る場合においても同様とする。
 - (4) 同一の希望者に対して、同一年度に同一内容の支援を2回以上実施しない。
 - (5) 同一の希望者に対して、2回以上の支援を同日に行わない。

4 事業の実施において希望者からの負担は徴収しない。ただし、原材料費等の実費相当分につ

いては、必要に応じて徴収できるものとする。

(事業の利用手続)

第4条 希望者は、鳥取市地域リハビリテーション活動支援事業利用申込書(様式第1号)を、市に提出する。ただし、市が主催する事業への派遣の場合はこの限りでない。

2 市は、前項の申込内容に応じて派遣するリハビリテーション専門職を決定し、希望者に対して鳥取市地域リハビリテーション活動支援事業利用決定通知書(様式第2号)により通知する。

(事業の委託)

第5条 市は、事業の一部をリハビリテーション専門職又はリハビリテーション専門職を雇用している法人(以下「リハビリテーション専門職等」という。)に委託することができる。

2 事業の受託を希望するリハビリテーション専門職等は、鳥取市地域リハビリテーション活動支援業務受託意向届出書(様式第3号)を市に提出する。

3 市は、前項の届出書の審査の結果、適当と認められる場合は、当該リハビリテーション専門職等と委託契約を締結する。

4 第3条第1項第5号に定める事業を、短期集中予防サービスを受託している法人に委託する場合は、第2項の届出書の提出を要しない。

(委託料)

第6条 事業の委託料は別表のとおりとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年5月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に改正前の要領の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この要領の規定にかかわらず、当分の間、適宜修正のうえこれを使用することができる。

附 則

この要領は、令和3年8月5日から施行する。

別表

事業の内容	支援に要する時間等	委託料
第3条第1項第1号、第2号及び第5号に定める事業	1回あたり	7,000円
第3条第1項第3号に定める事業	30分以上1時間未満	7,000円
	1時間以上1.5時間未満	10,000円
	1.5時間以上	12,000円
第3条第1項第4号に定める事業	1回あたり	5,000円

(備考) 1. 委託料は1回あたりの単価とし、消費税及び地方消費税並びに事務費を含む。

2. 上記の時間には移動時間、支援に係る準備・片づけの時間は含まない。